



平成24年11月草津市議会定例会を11月29日から12月21日まで開き、条例案等の議案33件が市長から提出されました。なお、議員からは請願1件が紹介提出されました。

審議された主な議案

※採決結果は本会議の結果を掲載しています。



【議第90号】 草津市住民投票条例案

市政に関する重要事項について住民に直接意思を確認するための住民投票を実施することにより、住民の市政への参加を推進し、自治の確立を図ることを目的とする条例案です。



審査における質疑応答／意見《本会議・総務常任委員会》

※本条例案については議員から対案が示され、それに対する質疑応答や意見がございました。それぞれの内容と意見を下記の通り、まとめて掲載しています。

【原 案】（市が提出）	【対 案】（議員が提出）
投票資格者について 年齢：20歳以上 国籍：日本国籍を有する者に限る	投票資格者について 年齢：18歳以上 国籍：一定の要件を有する外国籍の者も含む
○公職選挙法で定める選挙権と同じであるほうが望ましい。 ○十分な議論を重ねるべき問題であり、これまではあまり議論がなされていないと考える。このことから、条例施行後に慎重に議論を重ね、必要に応じて改正すればよいので、今回は原案通りが望ましい。 ○公職選挙法で定める選挙権との整合がない場合、法の一貫性を欠き、説明が困難である。 ○外国籍の方々の意見を聞かないという趣旨ではなく、別の手法等を活用して幅広い意見を取り込めばよいのではないかと。	○世界の流れは18歳以上の有権者であり、国会のほうでも、そうした議論が進んでいる。 ○草津市が先進事例となるべく、より開かれた条例制定に取り組んでいくべきである。 ○より広範な意見をとりこんでいくべきである。



【議第91号】 草津市市民参加条例案

市民参加が円滑に機能するよう、必要な要件や手続き等の基本的な事項を定めることにより、市民参加を推進することを目的とする条例です。



審査における質疑応答／意見《総務常任委員会》

議員 市民参加の状況の公表はどのように予定しているのか

市 各課の状況を取りまとめ、推進評価委員会の意見を付して、公表していく。

議員 市民参加の対象となる計画や施設規模はどのようなものなのか

市 計画についてはどこまで規則で定めるか、検討中である。また、施設規模については規則にて事業費に応じた設定を予定している。

議員 推進評価委員会のメンバー7名はどのような構成か

市 具体的な構成については、規則で定める予定である。学識経験者や公募委員等を予定している。

議員 先日も他の委員会等での発言が活発でないという話を聞いた。単なる充て職委員では市民参加の意義が失われるので、委員の選出については慎重に検討することを要望する。



【議第107号】 水生植物公園みずの森にかかる 指定管理者の指定について

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、水生植物公園みずの森を近江鉄道ゆうグループに指定管理してもらうことを議決したものです。

審査における質疑応答／意見〈産業建設常任委員会〉

議員 2団体が公募してこられたが、選定のポイントは何か

市 水生植物公園の特性を踏まえながら、同種の施設運営実績や費用対効果の高い事業提案、地域貢献等から、今回の選定を行った。

議員 指定管理に期待することはどういうことか

市 観光面の強化を期待しており、各種メディアを通じたPRや観光バスツアーの開催等を予定している。

議員 入札価格が予定価格よりも2,500万円程度押さえられていると聞いているが、市民サービスの担保は大丈夫なのか

市 マルチスタッフを活用して、効果的な人員配置を行い、人件費の圧縮に努められている。市民サービスはこれまでどおり、担保していく。

議員 今年度までの業務委託で働いてこられたスタッフはどうなるのか。

市 今回、議決されると、1月からスタッフを募集することになるが、地域貢献の観点から、今まで働いていた方に声かけしながら、実施する予定である。



【請願第4号】 生活保護基準の引き下げはしないことなど 国に意見書提出を求める請願書

請願理由としては、生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの「健康で文化的な最低限度の生活」をおびやかす、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながることから、国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべき、という内容です。

審査における質疑応答／意見〈本会議・文教厚生常任委員会〉

請願採択という意見	請願不採択という意見
<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護の基準が下げられると、他の制度に影響し、そうした制度を受けてぎりぎりの生活を送っている人にも影響が出る。 ○生活保護は本来、だれでも受けられる権利であり、年金や雇用等で救えない人を助ける制度である。 ○餓死や孤独死など、生命につながる問題であることから、慎重にしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金受給額よりも高い生活保護給付は日本の社会保障制度の崩壊につながりかねない。 ○生活保護給付者は医療費や介護保険料も免除されることから、給付を受けずに自立した生活を送っている人のほうが苦しい生活をしているケースがあるので、まずはそうした支援を優先すべきである。 ○セーフティネット①である本制度の切り下げには慎重にならなければならないが、その基準は現代にそぐわないところもあると考える。